

## ◆次世代育成支援対策推進法（抜粋）

〔平成17年4月～27年3月の時限立法 → 平成37年3月まで延長（10年延長）〕

### 1 目的 【第1条】

我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

#### ※次世代育成支援対策 【第2条】

次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

### 2 基本理念 【第3条】

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

### 3 国及び地方公共団体の責務 【第4条】

国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

### 4 行動計画策定指針 【第7条】

主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るために、基本理念にのっとり、「市町村行動計画」等の策定に関する指針を定めなければならない。→ 指針：①基本的な視点（資料4）、②利用者視点に立った点検・評価のための指標の導入、③実施状況の点検・評価及び推進体制（PDCAサイクルの確立）等

### 5 市町村行動計画 【第8条】

市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（「市町村行動計画」）を策定することができる。